平成２７年（フ）第３７２号
東京都墨田区墨田５丁目５－11－201
債務者　岡本　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３号
東京都墨田区墨田５丁目５－11－201
債務者　岡本　美江
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１７号
千葉県野田市清水240－13－103、住民票上の住所東京都台東区上野５丁目５－５－203
債務者　青木レイノナこと　アオキ　レイノナマヤ
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０号
東京都目黒区目黒本町５丁目32－13－209
債務者　姜　　克博
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２２号
東京都江東区扇橋３丁目23－２－801
債務者　重信　一樹（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２９号
東京都新宿区戸山２丁目33－217
債務者　渡辺賀代子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３０号
東京都江東区東雲１丁目８－４－408
債務者　岡本　有路
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３２号
東京都江戸川区東葛西７丁目13－17　葛西荘
債務者　菅野　義啓
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３５号
東京都大田区西六郷４丁目15－３－207
債務者　柴田　正夫
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３６号
東京都立川市若葉町１丁目13－２　けやき台団地14棟108号
債務者　宮代　　保
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７号
東京都板橋区高島平８丁目14－３－404
債務者　水上　一洋
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４２号
東京都小平市花小金井１丁目26－25－103
債務者　飯田　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４５号
東京都豊島区池袋本町４丁目47－12－723
債務者　飯塚　まき
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４９号
埼玉県川口市幸町２丁目11－８　ブルジョン６－103
債務者　竹本　梨乃
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５２号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目25－６－309
債務者　志賀　敏枝
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部